

高浜発電所 安全審査資料 5-5 2023年10月16日

# 高浜発電所 原子炉設置変更許可申請

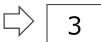
蒸気発生器取替え、蒸気発生器保管庫設置及び保修 点検建屋設置に係る設置許可基準規則の適合性及び 審査会合における指摘事項の回答について

【SGRのSA設計関係】

1. これまでの審査会合における指摘事項の内容



2. ご指摘事項への回答



3. 設置許可基準規則の適合性の整理



3-1. 設置許可基準規則第43条の適合性



・ 3 - 2. 設置許可基準規則第44条の適合性



・ 3 - 3. 設置許可基準規則第45条の適合性



・ 3 - 4. 設置許可基準規則第46条の適合性



・ 3 - 5. 設置許可基準規則第47条の適合性

・ 3 - 6. 設置許可基準規則第48条の適合性

3-7. まとめ

# 1. これまでの審査会合における指摘事項の内容

No	指摘事項の内容	回答頁
1	熱貫流率の導出に必要なパラメータについて記載を充実すること	10/10会合 説明済
2	テーパ角の変更に伴う圧損の変更について説明を充実すること	10/10会合 説明済
3	管支持板管穴形状の変更がどのように強度変更につながるかについて説明を充実すること	10/10会合 説明済
4	SG保管庫の保管能力について、廃棄物等の保管形態を加味しても保管可能なものかの説明を充実すること	8/24会合 説明済
5	本文五号のヌ.の記載について、放射性物質を取扱うことに係る考え方の説明を充実すること	8/24会合 説明済
6	2006年から2019年の変更に伴い、どのような傾向があるのか(風速、風向、大気安定度等)説明すること	8/24会合 説明済
7	本申請と適用条文の関係性について整理し説明すること。	別途説明
7 – 1	2 7条1項3号に対する本申請の適合性について整理し説明すること。	
8	許可本文(保管物を限定していること)との整合性について、整理し説明すること	3
9	遮蔽設計区分を設定する考え方、評価結果について各エリアを網羅的に整理し説明すること	10/10会合 説明済

- (1) 蒸気発生器取替工事に伴い先行撤去する干渉物の外部遮蔽壁保管庫への保管 蒸気発生器取替工事においては、作業安全の観点から輻輳作業を避けるため、一部の干渉物(レスト レイント)を先行撤去し、雑固体廃棄物として外部遮蔽壁保管庫に一時的に保管し、新設の蒸気発生 器保管庫設置後に当該蒸気発生器保管庫に運搬、保管する計画としている。
- (2) 設置変更許可申請書(本文)の記載

今回申請した設置変更許可申請の本文では、外部遮蔽壁保管庫の保管物を限定した記載としており、外部遮蔽壁保管庫に雑固体廃棄物を一時的に保管できるよう、以下のとおり、本文を変更する。

表 設置変更許可申請書(本文)3号及び4号炉 変更前後表

#### 今回の申請での記載 変更案 五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (3) 固体廃棄物の廃棄施設 (3) 固体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造 (i)構造 -中略--中略-原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、 原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、 鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の 鉄筋及び埋め込み金物、並びに雑固体廃棄物は、所要の遮蔽設 計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。 外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。 -中略--中略-(ii) 廃棄物の処理能力 (ii) 廃棄物の処理能力 -中略--中略-外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁 一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、3号炉及び4号炉の 外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁 一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4 原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及 号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、 び埋め込み金物等、並びに雑固体廃棄物を十分貯蔵する能力を 鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。 有する。 -中略--中略-九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 口. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 口. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (4) 固体廃棄物の保管管理 (4) 固体廃棄物の保管管理 -中略-- 中略-3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコ 3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコ ンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びに雑固体廃棄物は、外部遮 ンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管 する。 **蔽壁保管庫に貯蔵保管する。**

※:1号炉,2号炉の設置変更許可申請書(本文)についても同様に変更する。

条文 (設置許可基準)		関係性				
		蒸気発生器取替え	蒸気発生器保管庫設置	保修点検建屋設置		
第43条	重大事故等対処設備	●(1項1,3,5号、2項1号) ○(1項2,4,6号、2項2,3号)	×	×		
第44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするた めの設備	•	×	×		
第45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉 を冷却するための設備	•	×	×		
第46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	•	×	×		
第47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉 を冷却するための設備	•	×	×		
第48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	•	×	×		

● : 本申請の適用条文のうち、今回の申請の中で適合性を説明する必要がある条文 (既許可の設計方針を取替・新設する設備に対して新たに適用するもの)

- ン : 本申請の適用条文のうち、既許可の設計方針にて申請対象設備の適合性を確認できる条文
- × : 本申請と関係性のない適用外の条文

### 〇設置許可基準規則第四十三条と適合のための設計方針

#### 第四十三条 重大事故等対処設備

- 1 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。
- 二 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。
- 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。
- 四 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。
- 五 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。
- 六 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場 所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。
- 2 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。)と接続するものにあっては、 当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な発電用原子炉施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処 設備」という。)は、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
- 一 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。
- 二 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。
- 三 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。
- 3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
- 一 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。
- 二 常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。
- 三 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。
- 四 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。
- 五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その 他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。
- 六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。
- 七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

条	文	既許可の設計方針	本申請における設計方針(条文適合性の説明)	関係性
第43条	1項1号	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置(使用)・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。 重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度(環境温度及び使用温度)、放射線及び荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。荷重としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、温度及び機械的荷重に加えて自然現象(地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響)による荷重を考慮する。 重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等対処設備を設置(使用)・保管する場所に応じて、以下の設備分類毎に、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。 原子炉格納容器内の電大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。 海水を通水する系統への影響に対しては、使用時に海水を通水する又は淡水若しくは海水から選択可能な重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。	合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度(環境温度及び使用温度)、放射線及び荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。荷重としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、温度及び機械的荷重に加えて地震による荷重を考慮する。 重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響、重大事故等時の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等対処設備を設置する場所に応じて、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。	
	1項2号	想定される重大事故等が発生した場合においても、重大事故等対処設備を確実に操作できるように、手順書の整備、訓練・教育による実操作及び模擬操作を行う。	本項は重大事故等対象設備全般に適用されるものであり、本申請において取替える蒸気発生器にも適用される。 ただし、本申請における蒸気発生器は操作の必要のない機器であり、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。	0

条	文	既許可の設計方針	本申請における設計方針(条文適合性の説明)	関係性
	1項3号	重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるよう、分解点検等ができる構造とする。また、接近性を考慮した配置、必要な空間等を備える設計、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする設計とするとともに非破壊検査が必要な設備については、試験装置を設置できる設計とする。これらの試験及び検査については、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査の法定検査を実施できることに加え、保全プログラムに基づく点検、日常点検の保守点検内容を考慮して設計するものとする。 機能・性能の確認においては、所要の系統機能を確認する設備について、原則、系統試験及び漏えい確認が可能な設計とする。	蒸気発生器は、健全性及び能力を確認するため、原子炉の停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるよう、開放点検等ができる構造とする。また、接近性を考慮した配置、必要な空間等を備える設計、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする設計とするとともに非破壊検査が必要な設備については、試験装置を設置できる設計とする。これらの試験及び検査については、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査の法定検査を実施できることに加え、保全プログラムに基づく点検、日常点検の保守点検内容を考慮して設計するものとする。 機能・性能の確認においては、所要の系統機能を確認する設備について、原則、系統試験及び漏えい確認が可能な設計とする。	•
第43条	1項4号	重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要のある設備は、速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	本項は重大事故等対処設備全般に適用されるものであり、本申請において取替える蒸気発生器にも適用される。 ただし、本申請における蒸気発生器は通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要のある設備であるが、速やかに切替操作可能なように系統に設けられた必要な弁等を取替えることがないことから、既許可で基準適合性が確認できる。	Ο
	1項5号	重大事故等対処設備は原子炉施設(他号炉を含む。)内の他の設備 (設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重 大事故等対処設備も含む。)に対して悪影響を及ぼさないよう、以下の 措置を講じた設計とする。 他の設備への悪影響としては、他設備への系統的な影響、同一設備の 機能的な影響、地震、火災、溢水、風(台風)及び竜巻による影響、 タービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。 他設備への系統的な影響(電気的な影響を含む。)に対しては、重大 事故等対処設備は、他の設備に悪影響を及ぼさないように、弁の閉止等 によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構 成及び系統隔離をすること、通常時の分離された状態から接続により重 大事故等対処設備としての系統構成をすること、又は他の設備から独立 して単独で使用可能なこと、並びに通常時の系統構成を変えることなく重 大事故等対処設備としての系統構成をすることにより、他の設備に悪影 響を及ぼさない設計とする。	蒸気発生器は、原子炉施設(他号炉を含む。)内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないよう、以下の措置を講じた設計とする。  他設備への系統的な影響(電気的な影響を含む。)に対しては、弁の閉止等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	

条	文	既許可の設計方針	本申請における設計方針(条文適合性の説明)	関係性
	1項6号	重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。	本項は重大事故等対処設備全般に適用されるものであり、本申請において取替える蒸気発生器にも適用される。 ただし、本申請における蒸気発生器は操作を必要としない機器であり、設置場所に係る設計上の配慮は必要ない。	0
第43条	2項1号	常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成する。 事故対応手段の系統設計において、常設重大事故等対処設備のうち異なる目的を持つ設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するものについては、設計基準事故対処設備の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様に対して十分であることを確認した上で、設計基準事故対処設備の容量等の仕様と同仕様の設計とする。	蒸気発生器は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成する。 蒸気発生器は、事故対応手段の系統設計において、常設重大事故等対処設備のうち異なる目的を持つ設計基準事故対処設備の系統及び機器として使用するものであり、設計基準事故対処設備の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様に対して十分であることを確認した上で、設計基準事故対処設備の容量等の仕様と同仕様の設計とする。	•
	2項2号	常設重大事故等対処設備の各機器については、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の同時被災を考慮しても対応できるよう、2以上の原子炉施設において共用しない設計とする。	本項は常設重大事故等対処設備全般に適用されるものであり、本申請において取替える蒸気発生器にも適用される。 ただし、既許可の蒸気発生器は、原子炉施設間で共用しない設計としており、本申請において取替える蒸気発生器についても共用しない設計とすることから、既許可の適合性結果に影響を与えるものでない。	0

\$	<b>秦文</b>	既許可の設計方針	本申請における設計方針(条文適合性の説明)	関係性
第43条	2項3号	常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。地震及び地滑りに対して常設重大事故防止設備は、「1.12.9.1「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の規準に関する規則(平成25年6月19日制定)」に対する適合」に基づく地盤上に設置する。地震、津波及び火災に対して常設重大事故防止設備は、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」及び「1.6.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針」に基づく設計とする。地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備と位置的分散を図り、溢水量による溢水水位を考慮した高所に設置する。風(台風)、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、航空機墜落による火災、火災の二次的影響(ばい煙及び有毒ガス)、輸送車両の発火及び漂流船舶の衝突に対して屋内の常設重大事故防止設備は、建屋内に設置する。高潮に対して常設重大事故防止設備は、津波に包絡されることから影響を受けない。	本項は常設重大事故等対処設備全般に適用されるものであり、本申請において取替える蒸気発生器にも適用される。ただし、蒸気発生器は、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、原子炉格納容器内に設置する設計としている。本申請において取替える蒸気発生器についても同様に既存の原子炉格納容器内に設置することから、既許可の適合性結果に影響を与えるものではない。	
	3項 1~7号	(略)	可搬型重大事故等対処設備へ要求であることから、関係しない。	×

(1項1号) 蒸気発生器は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 蒸気発生器の設計に考慮する環境条件は下表のとおり。 (各種環境等の具体的な条件につ いては、設工認で説明予定)

環境条件	温度	湿度	圧力	屋外天候	放射線	海水	電磁波	荷重	周辺から の悪影響
設計への考慮				×	0		×		×

- (1項3号) 蒸気発生器は、試験又は検査ができるよう、以下を満足する設計とする。
  - ・他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。
  - ・内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。 また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。
- (1項5号) 蒸気発生器は、原子炉施設(他号炉を含む。)内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないよう、以下の措置を講じた設計とする。
  - ・他設備への系統的な影響に対しては、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処 設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
- (2項1号) 蒸気発生器の重大事故等対処設備としての容量等は、設計基準事故対処設備の容量等の 仕様と同仕様での設計とする。

なお、設計基準事故対処設備の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等の 仕様に対して十分であることの確認は、44条~48条に示す。

#### 〇設置許可基準規則第四十四条と適合のための設計方針

第四十四条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

- 1 発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を設けなければならない。
- ○蒸気発生器の第四十四条(緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)の適合性 は以下の通り。

条文	の説明) 厚	関係性
運転時の異常な過度変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象(以下「A TW S」という。)が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力パウン外及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設置する。原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設置する。原子炉を未臨界に移でするために必要な重大事故等対処設備を設置する。原子炉を全保護盤及び原子炉トリップ設定値に到達原子炉と保護となび原子炉トリップと時器の放障等により原子炉 タ子保護盤及び原子炉トリップルを断器のが障等により原子炉 安全保護盤及び原子炉トリップルを断器のが障等により原子炉 ストリップに失敗した場合の重大事故等対処設備(原子炉出力抑制)として、A TW S緩和設備は、作動によるタービントリップ及び主蒸気隔離弁の閉止により、1次系から 2次系への除熱を過渡的に悪化させることで原子炉冷却材   A TW S緩和設備は、作動によるタービントリップ及び主蒸気隔離弁の閉止により、1次系から 2次系への除熱を過渡的に悪化させることで原子炉出力   A TW S緩和設備は、作動によるタービントリップ及び主蒸気隔離弁の閉止により、1次系から 2次系への除熱を過渡的に悪化させることで原子炉出力   A TW S緩和設備は、作動によるタービントリップ及び主蒸気隔離弁の閉止は力を抑制できる設計とする。また、A TW S緩和設備は、復水タシクを水源とするタービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプを自動起動させ、   上力を抑制できる設計とする。また。A TW S緩和設備がと自動を動きせ、   上立ることで、原子炉冷却材圧力パウンタリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする。   A TW S緩和設備から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するとともに、復水タシクを水源を維持できる設計とする。   A TW S緩和設備から自動信号が発信した場合の重大事故等対処   設備(原子炉出力抑制)として、中央制御室での操作により、手動で主義気に原子炉出力抑制)として、中央制御室での操作とより、2次タシクを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ及び手が出力を抑制するとともに、2をタシクを水源を確保することで原子炉出力を抑制するとともともで、2をタシクを水源を確保することで原子炉出力を抑制するとともともで、2をタシクを水源を確保することで原子炉出力を抑制するとともともで、2を分りを水源を確保することで原子炉出力を抑制するとともとする電動補助給水ポンプ及び手が出力を抑制するとともともで、2を分りを水源を確保することで原子炉出力を抑制するとともにをが開かるときないを確保することで原子炉出力を抑制するとともにからないをでは、2を表によりまからないをでは、2を表によります。   本のは、2を表によりにないをでは、2を表にないをでは、2	おおいます。 おそれがある場合、 は一大学のでは一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは一大学のでは、 は一大学のでは一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは一大学のでは、 は一大学のでは、 は一大学のでは一大学のでは一大学のでは、 は一大学のでは、	

蒸気発生器は、44条の要件を満たすために、下記を満足する設計とする。

- ○環境条件等
  - ・重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。
- ○試験•検査
  - ・他系統と独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。
  - ・内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、 試験装置を設置できる設計とする。
- ○悪影響防止
  - ・弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
- ○容量等
  - ・加圧器逃がし弁及び加圧器安全弁により1次冷却系統の過圧のピークを抑え、その後の1次冷却系統を安定させるために使用する蒸気発生器は、設計基準事故対処設備の蒸気発生器2次側による冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の補助給水流量及び蒸気流量が、主蒸気隔離弁の閉止による1次冷却系統の過圧防止に必要な補助給水流量及び蒸気流量に対して十分であることを確認していることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。

また、設計基準事故対処設備の蒸気発生器を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

#### ○設置許可基準規則第四十五条と適合のための設計方針

第四十五条 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

- 1 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧カバウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する 発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却す るために必要な設備を設けなければならない。
- ○蒸気発生器の第四十五条(原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)の適合性は以下の通り。

条	文	既許可の設計方針	本申請における設計方針(条文適合性の説明)	関係性
第45条	1項	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備(蒸気発生器2次側による炉心冷却)として、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプスは電動補助給水ポンプは、蒸気発生器に注水するため、現場での人力による専用の工具を用いたタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作と、人力によるタービン動補助給水ポンプ起動弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とし、その期間内に1次冷却系統の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする。電動補助給水ポンプの電源については空冷式非常用発電装置より給電することで機能を回復できる設計とする。主蒸気逃がし弁については、機能回復のため現場において人力で操作できる設計とする。	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備(蒸気発生器2次側による炉心冷却)として、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプスは電動補助給水ポンプは、蒸気発生器に注水するため、現場での人力による専用の工具を用いたタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁の操作と、人力によるタービン動補助給水ポンプ起動弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とし、その期間内に1次冷却系統の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする。電動補助給水ポンプの電源については空冷式非常用発電装置より給電することで機能を回復できる設計とする。主蒸気逃がし弁については、機能回復のため現場において人力で操作できる設計とする。	•

蒸気発生器は、45条の要件を満たすために、下記を満足する設計とする。

- ○環境条件等
  - ・重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。
  - ・代替水源として淡水又は海水から選択可能であるため、海水影響を考慮した設計とする。
- ○操作性の確保
  - ・蒸気発生器 2 次側により炉心冷却する系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。
- ○試験•検査
  - ・他系統と独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。
  - ・内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、 試験装置を設置できる設計とする。
- ○悪影響防止
  - ・弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
- ○容量等
  - ・蒸気発生器 2 次側による炉心冷却として使用する蒸気発生器は、設計基準事故時の蒸気発生器 2 次側による冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の補助給水流量及び蒸気流量が、炉心崩壊熱により加熱された 1 次冷却系統を冷却するために必要な補助給水流量及び蒸気流量に対して十分であることを確認していることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。

また、設計基準事故対処設備の蒸気発生器を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

#### ○設置許可基準規則第四十六条と適合のための設計方針

第四十六条 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備

- 1 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧カバウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する 発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するために必要な設備を設けなければならない。
- ○蒸気発生器の第四十六条(原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備)の適合性は以下の 通り。

条	文	既許可の設計方針	本申請における設計方針(条文適合性の説明)	関係性
第46条	1項	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。加圧器逃がし弁の故障により1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備(蒸気発生器2次側による炉心冷却)として、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器2次側での炉心冷却による1次冷却系統の減圧を行う設計とする。全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備(補助給水ポンプの機能回復)として、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプは、蒸気発生器に注水するため、現場での人力による専用の工具を用いたタービン動補助給水ポンプ起動弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統の十分な減圧及び冷却ができる設計とし、その期間内に1次冷却系統の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする。電動補助給水ポンプの電源については空冷式非常用発電装置より給電することで機能回復できる設計とする。	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。加圧器逃がし弁の故障により1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備(蒸気発生器2次側による炉心冷却)として、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器2次側での炉心冷却による1次冷却系統の減圧を行う設計とする。全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備(補助給水ポンプの機能回復)として、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプは、蒸気発生器に注水するため、現場での人力による専用の工具を用いたタービン動補助給水ポンプ起動弁の操作によりタービン動補助給水ポンプの機能を回復し、蒸気発生器2次側による炉心冷却によって、1次冷却系統のは上及び冷却ができる設計とり、その期間内に1次冷却系統の減圧対策及び低圧時の冷却対策が可能な時間的余裕をとれる設計とする。電動補助給水ポンプの電源については空冷式非常用発電装置より給電することで機能回復できる設計とする。具体的には、蒸気発生器取替えを実施しても、要件を満たす設計とする。	•

蒸気発生器は、46条の要件を満たすために、下記を満足する設計とする。

- ○環境条件等
  - ・重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。
  - ・代替水源として淡水又は海水から選択可能であるため、海水影響を考慮した設計とする。
- ○試験•検査
  - ・他系統と独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。
  - ・内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、 試験装置を設置できる設計とする。
- ○悪影響防止
  - ・弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
- ○容量等
  - ・蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を用いた 1 次冷却系統の減圧機能として使用する蒸気発生器は、設計基準事故時の蒸気発生器 2 次側による 1 次系の冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の補助給水流量及び蒸気流量が、炉心崩壊熱により加圧された 1 次冷却系統を冷却することで減圧させるために必要な補助給水流量及び蒸気流量に対して十分であることを確認していることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。

また、設計基準事故対処設備の蒸気発生器を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

### ○設置許可基準規則第四十七条と適合のための設計方針

第四十七条 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

1 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な設備を設けなければならない。

○蒸気発生器の第四十七条(原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)の適合性は以下の通り。

弇	文	既許可の設計方針	本申請における設計方針(条文適合性の説明)	関係性
第47条	1項	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備(蒸気発生器 2次側による炉心冷却)として、復水タンクを水源とする電動補助給水ポンプスはタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器 2次側による炉心冷却ができる設計とする。電動補助給水ポンプは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。また、主蒸気逃がし弁は、現場での人力による弁の操作ができる設計とする。	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。運転中及び運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに運転中及び運転停止中において全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備(蒸気発生器 2次側による炉心冷却)として、復水タンクを水源とする電動補助給水ポンプスはタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水し、主蒸気逃がし弁を開操作することで蒸気発生器 2次側による炉心冷却ができる設計とする。電動補助給水ポンプは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。また、主蒸気逃がし弁は、現場での人力による弁の操作ができる設計とする。	•

蒸気発生器は、47条の要件を満たすために、下記を満足する設計とする。

- ○環境条件等
  - ・重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。
  - ・水源として海水を使用するため、海水影響を考慮した設計とする。
- ○試験•検査
  - ・他系統と独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。
  - ・内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、 試験装置を設置できる設計とする。
- ○悪影響防止
  - ・弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
- ○容量等
  - ・蒸気発生器 2 次側による炉心冷却として使用する蒸気発生器は、設計基準事故時の蒸気発生器 2 次側による冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の補助給水流量及び蒸気流量が、炉心崩壊熱により加熱された 1 次冷却系統を冷却するために必要な補助給水流量及び蒸気流量に対して十分であることを確認していることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。

また、設計基準事故対処設備の蒸気発生器を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

#### ○設置許可基準規則第四十八条と適合のための設計方針

第四十八条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備を設けなければならない。

#### ○蒸気発生器の第四十八条(最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)の適合性は以下の通り。

条	文:文	既許可の設計方針	本申請における設計方針(条文適合性の説明)	関係性
第48条	1項	設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備(蒸気発生器 2 次側による炉心冷却)として、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水できる設計とする。また、主蒸気逃がし弁は、現場で人力による操作ができることで、蒸気発生器 2 次側での除熱により、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる設計とする。全交流動力電源喪失時においても電動補助給水ポンプは代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。	設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合を想定した重大事故防止設備(蒸気発生器 2 次側による炉心冷却)として、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器へ注水できる設計とする。また、主蒸気逃がし弁は、現場で人力による操作ができることで、蒸気発生器 2 次側での除熱により、最終的な熱の逃がし場への熱の輸送ができる設計とする。全交流動力電源喪失時においても電動補助給水ポンプは代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。	•

蒸気発生器は、48条の要件を満たすために、下記を満足する設計とする。

#### ○環境条件等

- ・重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。
- ・代替水源として淡水又は海水から選択可能であるため、海水影響を考慮した設計とする。
- ○試験・検査
  - ・他系統と独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。
  - ・内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、 試験装置を設置できる設計とする。
- ○悪影響防止
  - ・弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
- ○容量等
  - ・最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における蒸気発生器2次側での炉心冷却として使用する蒸気発生器は、設計基準事故時の蒸気発生器2次側による冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の補助給水流量及び蒸気流量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系統を冷却するために必要な補助給水流量及び蒸気流量に対して十分であることを確認していることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。

高浜発電所3号炉及び4号炉蒸気発生器取替えに関して、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第43条~第48条に適合していることを確認した。

### (1) 外部遮蔽壁保管庫の保管容量

既認可では保管容量を8,300m³としており、現在計画している保管量(約2,039m³ ※1)に、 レストレイントの容量(約120m³)を考慮しても十分な保管余裕がある。

※1:高浜発電所1,2号炉減容したバーナブルポイズンの保管に伴うB蒸気発生器保管庫のコンクリートを運搬した後の想定保管量

表 外部遮蔽壁保管庫の保管容量および保管量

名	称	外部遮蔽壁保管庫(1・2・3・4 号機共用)
容量	m³/棟	保管容器 8,300(8,300)
保管量	m <sup>3</sup>	約2,039

2022年7月15日設計及び工事計画認可申請書(令和5年3月6日認可(原規規発第2303063号))の「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」より抜粋

#### (2)外部遮蔽壁保管庫の保管物の線源強度

既認可では下表の通り、保管容器1基あたり表面の線量率で1µSv/hに相当する強度を線源として想定して遮蔽評価を行っている。

事前の調査において、レストレイントの一部(ボルト・ナット:代表で3号機クロスオーバーレグレストレイントを選定)について線量率測定を実施した結果、BGレベル(1µSv/h以下)であることを確認している。

なお、実際に外部遮蔽壁保管庫に保管する前には表面線量率が 1µSv/h以下であることを念のため確認する。

表 コンクリート等保管容器の線源強度

線 源	1号機外周コンクリート等保管容器(2号機は1号機と同じ)
核 種	Co-60
1基当たりの線源強度	1号機外周コンクリート等保管容器の表面の線量率で1µSv/hに相当 する強度

2016年5月27日設計及び工事計画認可申請書(平成28年6月10日認可(原規規発第1606104号))の「生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」より抜粋